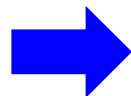


災害対策基本法改正（令和3年）により緊急安全確保の措置が規定



災害発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、
緊急安全確保等の適確な避難行動につなげていくことが非常に重要

現行の水防法における災害発生が切迫している状況の周知に係る規定・・・

- ・水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報（水防法第25条）
- ・水防計画に河川管理者等の協力（河川に関する情報の提供等）に関する事項の記載（水防法第7条）
- ・氾濫発生情報（確認情報）の提供（洪水予報河川・水位周知河川（一部で実施））



観測技術・観測設備の進展等

水防法改正

河川管理者等が**管理等事務を行う過程で把握する情報**も活かせるよう河川管理者等の通報規定を明文化

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、**浸水想定区域※1における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき**は、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、**その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき**は、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※1 住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道が対象

○本通報を効率的に運用するためには、※住民等の生命に強く被害が及ぶおそれ

- ・氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき
- ・その状況により相当な損害が生じるおそれがあるとき※

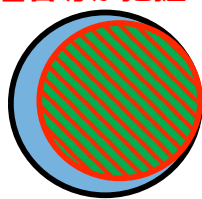


- ・氾濫通報の基準
- ・氾濫通報の対象となる河川等の区域

を都道府県の水防計画に定めることが必要と考えられる
（あらかじめ、河川管理者等の通報（第1項）と都道府県知事等の通知等（第2項）の対象についての認識を合致させておくことが重要）

水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準
（当該箇所で河川管理者等が把握可能な切迫情報）

「氾濫による著しい危険」
と認める氾濫
（第1項）



「相当な損害を生ずるおそれがある」
と認める氾濫
（第2項）

○水防計画作成の手引きに反映するための基本的な考え方
（氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用のあり方）をまとめることが必要

水防計画作成の手引き （都道府県版）	
第10章 水防活動	
10.1	水防配備
10.2	巡視及び警戒
10.3	水防作業
10.4	緊急通行
10.5	警戒区域の指定
10.6	避難のための立退き
10.7	決壊・漏水等の通報及びその後の措置
10.8	水防配備の解除

令和6年12月
国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

(3.(2)都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域)

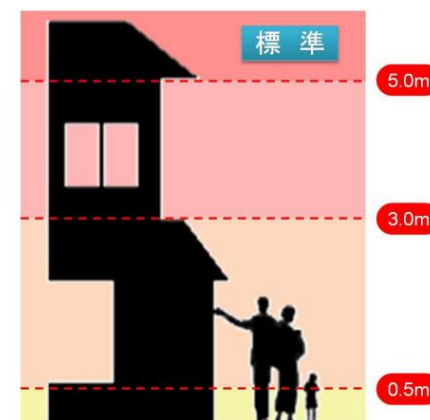
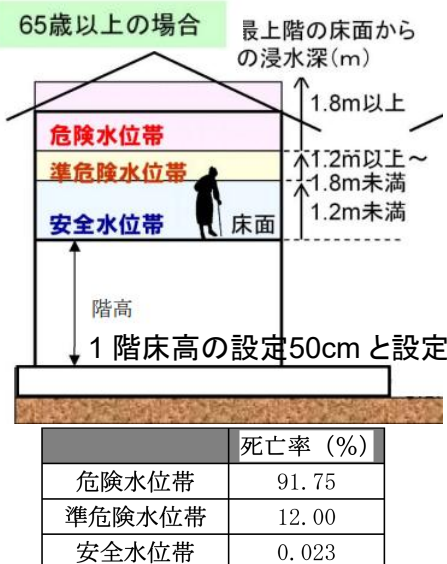
- 避難指示から緊急安全確保に切り替わった時は立ち退き避難から屋内安全確保への行動変容を促すことが必要。
- 一方、氾濫形態によっては引き続き早急な立ち退き避難が必要となる場合があり、そのような「特に留意が必要な氾濫」については少なくとも通報することが必要。(単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす氾濫を対象)
- 具体的には、想定最大規模の浸水想定区域において、以下の区域で発生する氾濫を対象とすべき。

- 家屋の倒壊・流出に至り得る「家屋倒壊等氾濫想定区域」
⇒木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要



- 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深」が所在する区域
⇒平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要

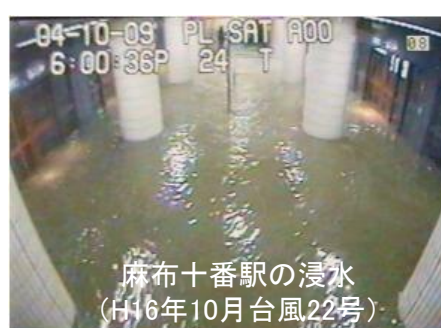
※65歳以上の場合、水深1.7m (1階床高50cm) では死亡率が12%となる。
2階床下に相当する水深は3m



※洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第4版)

※「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)

- 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街が存在する区域 ⇒速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要



(3.(3)水防協議会における協議)

○氾濫通報については、水防計画に定めるところにより実施することとなっているが、

- ・河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界
- ・氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、
- ・警戒レベル5相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断の必要性

の観点から各地域の水防協議会において、河川等の区域及び通報の基準について協議を行い、それぞれの水防計画に位置付けることが望ましい。

都道府県水防協議会（水防法第8条）

（水防管理者、水防団等、水防協力団体、国・都道府県）
水防関係者

河川管理者等

①緊急安全確保措置の指示に必要な情報について相談

「『立ち退き避難』を中心とした行動から『緊急安全確保』を中心とした行動変容を特に促したい場合に、レベル5相当の情報としてどのような情報を提供していただけますか？」

②氾濫の切迫・発生状況について河川管理者等が把握できる情報を提供

「〇〇川は水位計があるため、氾濫発生水位※に到達した場合は通報することができます。また異常洪水時防災操作により〇〇m³/s以上の放流を実施した場合は氾濫します。」

③通報してほしい氾濫等の依頼

「〇〇地域、△△地域、××地域は平屋住宅が多く、浸水深も深いため、氾濫により同地域が浸水する場合は、氾濫等の通報をしてほしい。」

④当該氾濫が発生する施設の範囲と切迫情報

「〇〇地域の浸水は、〇〇川の基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合及び異常洪水時防災操作により〇〇m³/s以上の放流を実施した場合に通報することが可能。一方、△△地域及び××地域については、△△川及び××川からが氾濫した場合に浸水するが、これらの川には水位計がなく、また△△河川にしか河川監視カメラがない。」

⑤通報してほしい氾濫等の調整

「〇〇地域と△△地域が浸水する場合は、通報してほしい。」

氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報基準を水防計画に位置づけ

（通報対象を予め特定しておくなど平常時より計画的に制度を運用することで、効果的かつ効率的な対応を図れるようにすることが重要）

○河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては、確認（決壊等の確認）、計測（水位到達等）、推定・予測（水位予測等）がある。

①確認情報：

巡視・カメラによる越水・破堤等、堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

②計測情報：

水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断

予め計測情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合はその区間評価も含む

〔 ex:基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫発生水位の到達）
異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（〇〇m³/s以上の放流） 〕

施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断

予め設定した水位に達した状況で施設の操作及び機能支障を確認

ex：排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）



③推定・予測情報：

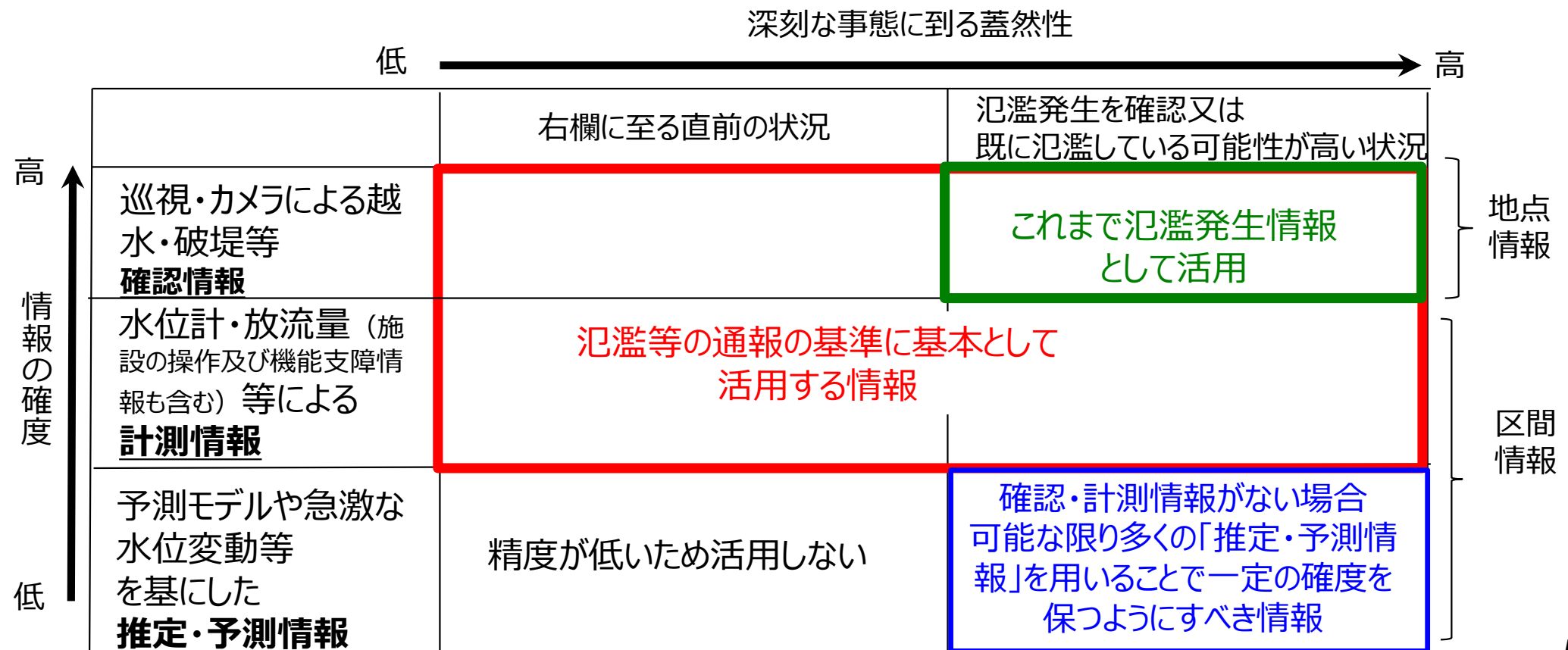
計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定

洪水対応時に計測情報から越水・破堤を推定

ex：急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

(3.(4)河川管理者等が把握した情報と通報との関係)

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用すべき。
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにすべき。
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することが望ましい。
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合のみ水防計画に記載すべき（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）。



(3.(4)河川管理者等が把握した情報と通報との関係)

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用すべき
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、「推定・予測情報」を用いることでよいが、その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにすべき
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することが望ましい。
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と対象区間の越水の可能性を相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載すべき（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）

<河川（例）> 低 高
→ 深刻な事態に到る蓋然性

		右欄に至る直前の状況	氾濫発生を確認又は既に氾濫している可能性が高い状況	
高 ↑ 情報の確度 ↓ 低	情報種別	確認情報	○巡視又は河川監視カメラにより決壊に至るおそれのある堤防等の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等を確認	地点情報
		計測情報	○基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達	区間情報
	推定・予測情報	○異常洪水時防災操作により〇〇m ³ /s以上の放流する通知を受信		
		○対象河川の水位が〇〇m以上の時に樋門・水門等の施設の機能支障の発見又は排水機場等の施設の運転停止により、氾濫の可能性を確認（支川合流部、分流点）	○危険箇所等着目している地点の危機管理型水位計の水位が堤防天端高を到達	地点情報
		○レベル4 氾濫危険警報（氾濫危険情報）発表時の○時間先の予測で基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位を到達	○近傍の監視カメラ・水位計等による流況（急激な水位低下等）から決壊の可能性を確認	区間情報
			○水位計壊れた場合に数時間前に予測情報から越水の可能性を確認	
			○洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」等（警戒レベル5相当情報[洪水]）を確認	

※危機管理水位計は水位計がある区間で補足的に活用することを前提に設置しているため、単独で活用する場合は留意が必要

(3.(4)河川管理者等が把握した情報と通報との関係)

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用すべき。
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、「推定・予測情報」を用いることでよいが、その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにすべき。
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することが望ましい。
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と対象区間の越波・越流の可能性及び相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載すべき（対象海岸の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）。

<海岸（例）>
低

深刻な事態に到る蓋然性

高

高 ↑ 情報 の 確 度 ↓ 低			右欄に至る直前の状況	氾濫発生を確認又は 既に氾濫している可能性が高い状況	}	地点 情報	
	情報 種 別	確 認 情 報	○巡視又は海岸監視カメラにより倒壊に至るおそれのある堤防の異常等を確認	○巡視又は海岸監視カメラにより氾濫発生を直接確認			}
		計 測 情 報	○基準潮位観測所の潮位が高潮特別警戒水位に到達。	○基準地点で計測している水位※が、堤防天端高に到達		}	
			○対象海岸の潮位が〇〇m以上の時に水門・陸閘等の施設の機能支障が発見又は排水機場等の施設の運転停止により、氾濫の可能性を確認				}
		推 定 ・ 予 測 情 報	○直近（1時間前）の予測水位※が堤防天端高を超過している場合	○潮位のみ計測している箇所（うちあげ高の計測器が壊れた場合を含む）で数値計算により水位※が堤防天端高に到達			

※潮位にうちあげ高（地域の実情を踏まえて設定）を加えた水位

- 下水道施設に至るまでの排水不良等により内水氾濫が発生する場合があることや、相当部分が暗渠で面的に整備されている下水道施設の巡視体制を整えることは現実的に困難であることなど、下水道管理者として把握できる情報の制約を踏まえ、計測情報を基本として活用すべき。
- ただし、下水道管理者として可能な限りの情報把握に努めることとし、水防管理者や市町村長、地下街の管理者の要請等があれば水位計等の設置についても検討することが望ましい。
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と溢水の可能性及び相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載すべき（排水先河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）。

<下水道（例）>

高

↑

情報の精度

低

低

深刻な事態に到る蓋然性

高

→

		右欄に至る直前の状況	氾濫発生を確認又は既に氾濫している可能性が高い状況	地点情報
情報種別	確認情報			
	計測情報	○下水道の水位が、氾濫発生水位付近（-〇cm）に到達	○下水道の水位が、氾濫発生水位に到達	
		○排水先河川の水位が〇〇m以上の時にポンプ場等の施設の運転停止により、浸水が予測される場合		
	推定・予測情報			

令和7年12月12日 公布

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知**が求められている
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る**必要がある
（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する**必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



法律の概要①

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を**提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



法律の概要②

2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

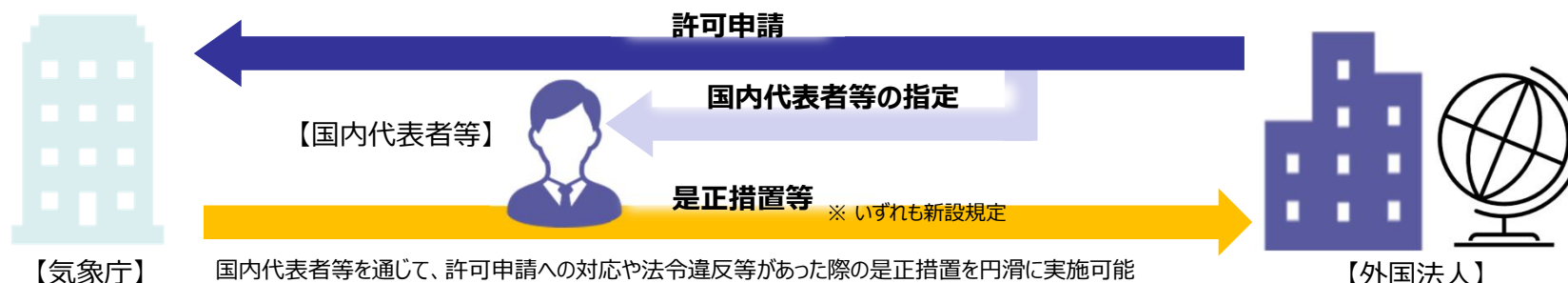
3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消すことができる**

（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者

- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする

（※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】（KPI）

- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
- ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

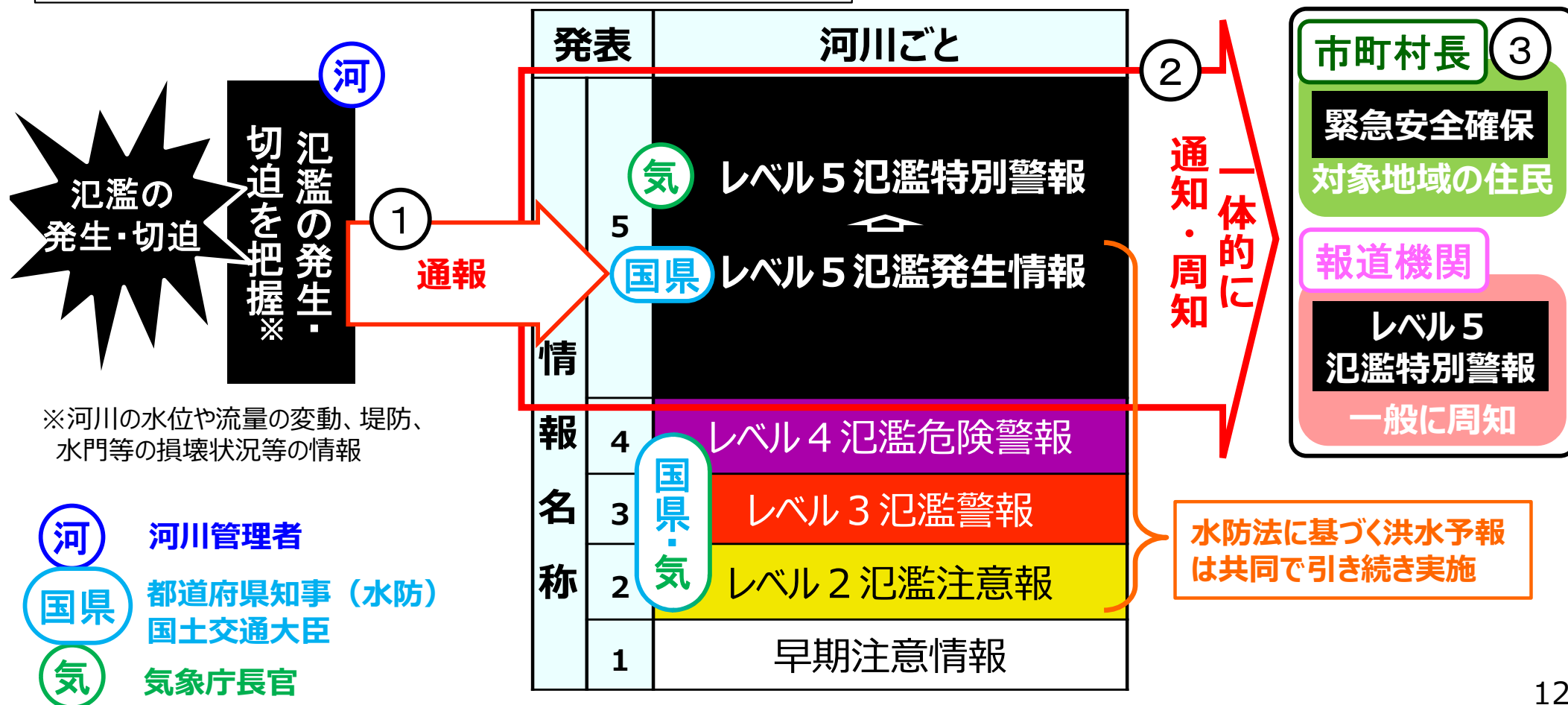
水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨 ^{※4} 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 ^{※1、2} 氾濫特別警報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 ^{※1、2、5} 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※3} 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

- ※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。
- ※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
- ※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。
- ※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
- ※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

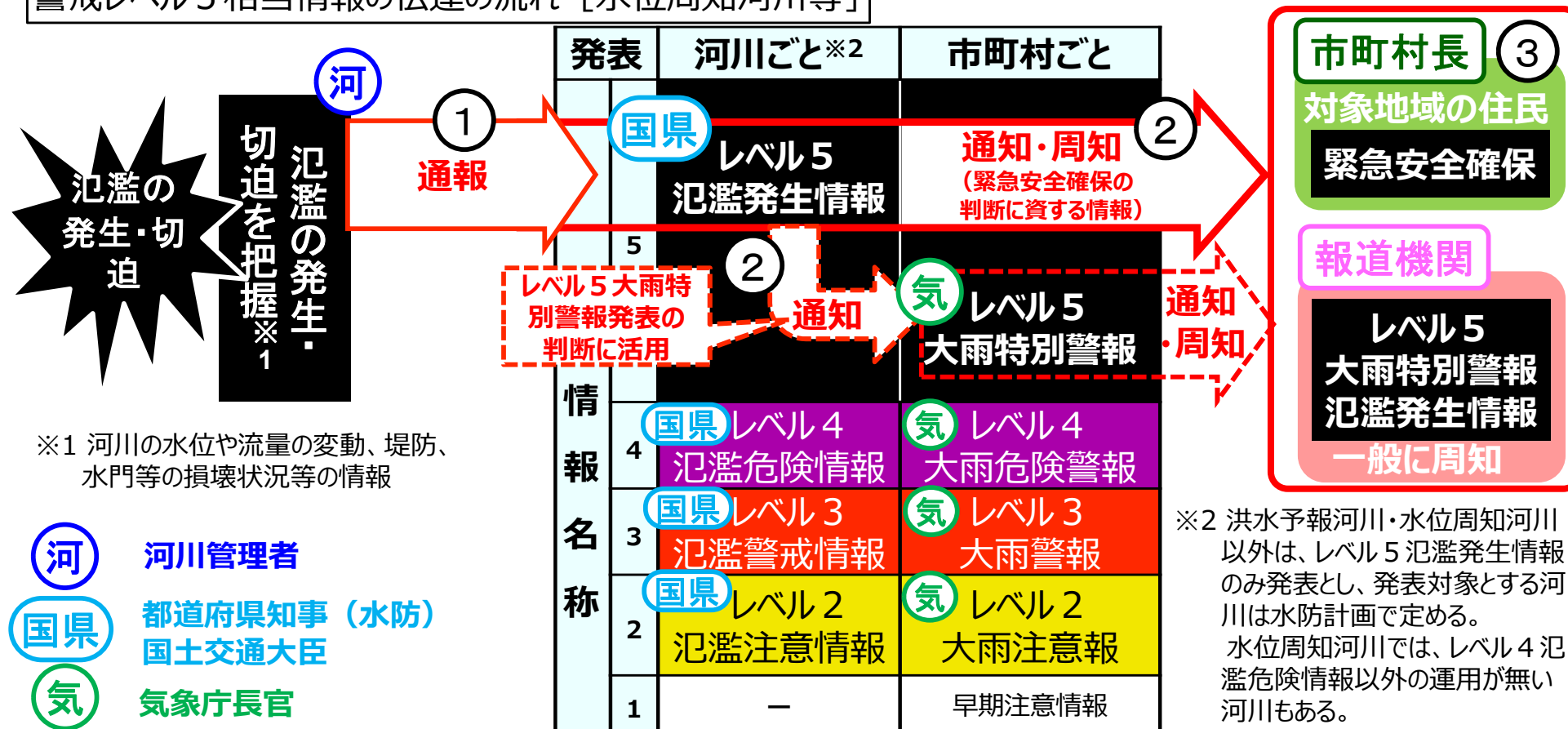
- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報**を関係機関へ**通知・周知**（気象庁が発表するレベル5 大雨特別警報の発表判断にも活用）。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5 氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5 相当情報の伝達の流れ〔水位周知河川等〕



※これまで氾濫発生情報は、水位周知河川で任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後はその他河川も含め切迫段階でも発表

- ① 高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ② **国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5 高潮氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知**するほか、気象庁の求めに応じ、**高潮の特別警報の判断に必要な情報**（指定海岸の水位の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**。【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第5項、第7項、第8項】
- ③ **市町村長**は、国土交通大臣、気象庁長官、都道府県知事からの「レベル5 高潮特別警報（レベル5 高潮氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ[高潮予報海岸]



- 【水防法 新第24条の2 第1項、新第25条第1項】

【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項】

氾濫の発生・切迫

氾濫の発生・切迫を把握 ※1

海 ① **通報**

国県 ② **通知**

気 ③ **通知・周知**

市町村長 ④ **緊急安全確保**

報道機関

レベル5高潮特別警報

レベル4高潮危険警報

レベル3高潮警報

レベル2高潮注意報

早期注意情報

発表単位

市町村ごと

情報名称

気象庁のレベル5高潮特別警報の発表判断に都道府県等が集約する現地からの氾濫の発生・切迫等に関する通報も活用

潮位の予測情報に基づき、気象庁が単独で高潮予警報を実施

1 海岸の水位（潮位）の変動、堤防、水門等の損壊状況等の情報

2 水位周知海岸での運用を含む

※これまでは都道府県が水位周知海岸として指定した海岸で、高潮特別警戒水位へ到達した場合に高潮氾濫発生情報を発表するほか、その他の海岸も含め任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は切迫段階でも発表
これまでの高潮特別警戒は台風を要因とする発表指標で運用されていたが、今後は高潮による氾濫の発生又は切迫段階で発表